

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営の透明性と健全性を確保することにより、企業の社会的信用性を高め、企業価値を増大することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

そのため、毎年策定される経営重点方針のもと、各施策を行うことによりすべてのステークホルダーに満足いただけるよう努めてまいり所存であります。

また、経営の透明性と健全性を確保するため、監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名からなる監査体制をとっております。

そのほかコンプライアンスに関しては、企業倫理の徹底を第一に考え社内規程の整備・周知徹底を図り、遵法経営を行うための措置をとっております。その一環として「電気興業グループ企業行動憲章」を制定しグループ全体の憲章として周知徹底を図っております。企業行動憲章は、法令等を遵守するための具体的な企業行動指針であり、社員の主体性と創造性に富んだ職場環境等、目標とすべき企業行動や期待される社員像について記載しております。

また、コンプライアンスをより強力に推進していく上で、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、法令違反行為を未然に防止し、コンプライアンス遵守のための教育・指導、周知徹底を図ると同時に発生した違反行為につきましては、是正と指導・監督を行うこととしております。

なお、当グループのリスク管理につきましては、各担当部署で業務内容に応じたリスクを想定し、景気変動、製品の品質、法令違反などの諸問題に対し、対応しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳等】

当社は、インターネットによる議決権行使制度を採用し、議決権行使プラットフォームに参加しておりますが、現状の株主構成を踏まえ、招集通知の英訳は行っておりません。今後の株主構成の変化も踏まえて判断してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社では指名委員会、報酬委員会などの諮問委員会のような機関は設置していませんが、取締役の指名・報酬をはじめ重要な事項に関する検討にあたっては、取締役会やその他の場面において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ています。

今後、独立した諮問委員会の設置も含めて検討してまいります。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は、技術、営業、管理の経験者を選任しているほか、社外取締役3名はそれぞれ弁護士、税理士、事業会社の経営者であり、当社の規模を勘案すると多様性を確保しつつ適切な人数で構成されています。現時点において女性取締役はおりませんが、当社取締役会の規模等を勘案したうえで今後の検討課題であると考えております。国際性についても海外事業を推し進める上で、今後の重要な検討課題であると認識しております。

また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することとしています。選任にあたっては、関係法令等(会社法、金融商品取引法、東証上場規則等)に関する知見を有し、当社グループが適切な情報開示及びコンプライアンスを確保するための観点等を考慮して、選任しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社が政策保有株式として上場株式を保有する際の基本方針は、

- ・関係維持・強化及び業務のより円滑な推進が図られること
 - ・当社の属する業界の動向把握を含めシナジーが期待できること
 - ・中長期的な観点から当社グループの企業価値向上への寄与が見込まれること
- であります。

政策保有株式については、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との関係強化の観点から、保有する銘柄を総合的に勘案し、定期的に取締役会において、保有状況・目的・配当利回り等の定量的な観点について報告した上で、保有の意義を検証しております。

議決権の行使に当たっては、保有すること自体が当社の企業価値の維持・向上につながっているかどうかという観点を基本に、そのほか中長期的な観点から投資先企業の継続性等を総合的に判断し、行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社が取締役と取引をする際には、取締役会において利害関係を有する取締役を除外した上で決議することとしております。また、取締役会での決議に当たっては、取引の内容や取引金額等をもとに総合的に判断するとともに、監査役会の意見を求めることとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社における企業年金の積立金の運用は、電興企業年金基金により行われており、同基金に対しては適切な知識を有した人材を配置しております。同年金の受益者と会社との間に生じる利益相反に関しては、企業年金基金の運用に関する重要な決定を代議員会で決議しており、適切な管理が行われています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社の経営理念は下記の通りです。

一、優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する。

一、時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きの企業たることを期す。

一、絶えず生産性の向上に務め、常に適正な利益を確保する。

一、一社一家、グループ一家の和の精神をもって発展成長し、社員の生活向上に務める。

また、経営戦略については、第2四半期及び本決算時に発行する株主向け報告書にて、事業毎の今後の見通しについて記載しているほか、投資家向け決算説明会や株主総会において、中期的な需要見通しや取り組みについての説明を行っております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書のⅡ.1.基本的な考え方に記載の通りです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書のⅡ.1.機関構成・組織運営等に係る事項の【取締役報酬関係】に記載の通りです。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部と取締役候補については、担当分野における専門知識や人格・能力を総合的に勘案し選任・指名しております。監査役候補については、監査役として当社のコーポレートガバナンスを強化するために最も適任と認められる者を候補者とし、その人材についてはできるだけ広い範囲から考えております。

上記の方針に基づき、代表取締役が株主総会に推薦する取締役候補者の氏名を取締役会に提案し、取締役会において決定しております。監査役についても同様であります。監査役の場合は監査役会の同意を得ております。

経営陣幹部の職務執行に関して不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある場合には、取締役会の決議に基づき解任することとしています。

(v) 経営陣幹部等の選解任・指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者全員の選任理由について株主総会参考書類に記載しております。また、経営陣幹部を解任する場合にも同様に株主総会参考書類に記載いたします。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会規程において、法令及び定款で定められた事項、株主総会の決議により委任を受けた事項等、取締役会の決議事項を明確に定めております。また、職務権限規程により、役付取締役及び本社組織単位の長、統括部組織単位の長その他の役職の職務と権限を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役候補者の選定に当たっては、法令や東京証券取引所規則の独立性基準に加えて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する方を独立社外取締役として選任するため、法務、会計、税務等各分野の専門家もしくは他社において企業経営に携わった経験のある方を対象に選定しています。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、各技術部門、営業部門、管理部門から、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を有する者を全体としてバランス良く備えているのに加えて、弁護士、税理士、事業会社の経営者の3名を独立社外取締役として選任しており、多様性と適正規模を両立させる形で構成されております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の他社での兼任状況は、従来から株主総会招集通知、有価証券報告書等にて開示を行っております。

また、社外取締役は他社の監査役等を兼任しておりますが、社外を含むすべての取締役、監査役は取締役会や監査役会への出席率が高く、取締役や監査役の職務に十分な時間・労力を振り向けております。なお、社外監査役2名は他社の監査役等は兼務しておりません。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性・評価】

当社は、取締役会を原則毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、適時適切に審議を行っております。また、経営状況について定期的な報告を受け、適切なリスク管理及び業務執行の監視を実施していることから、取締役会は実効的に運用されているものと評価しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役、監査役に対して、役員としての知見を深めるために外部講習を活用しています。また、出身部署の知識に偏らないように当社全体の知識習得に努めるとともに、工場や支店等への訪問、各部署へのヒアリング及び外部の専門家との交流を通じて知識の習得、研鑽に努めることとしております。

社外から取締役、監査役を迎える場合には、主要部門の責任者が基本業務について説明し、就任後においては各部署、工場等を適宜見学するなどして当社への理解を深めることとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主を含む投資家との対話全般について統括を行う取締役として、IR担当取締役を指定します。株主からの面談の申込みについては、面談の目的及び内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ対応を検討し、特に当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する面談の申込みについては、IR担当取締役又は経営企画部IR課の担当者が適宜対応します。また、株主を含む投資家との面談以外の対話の手段としては、日々の個別のIR取材への対応に加え、年2回開催する決算説明会において、社長自らが当社の経営に関する説明を行います。経営企画部IR課は、社内の関連各部門と連携を図り、建設的な対話の実現のために必要な情報収集を行うとともに、株主を含む投資家との対話において特に重要なフィードバック事項が発生した場合には、その内容を経営陣幹部に報告します。なお、社内にインサイダー情報が存在する場合には、株主を含む投資家との対話に際しても、社内規程に基づいてこれを適切に管理します。株主構造の把握については、定期的に株主名簿の分析及び実質株主判明調査を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】
更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,835,835	14.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	709,400	5.77
日本生命保険相互会社	444,579	3.62
三井住友信託銀行株式会社	372,200	3.03
GOVERNMENT OF NORWAY	367,480	2.99
株式会社三菱UFJ銀行	360,000	2.93
株式会社三井住友銀行	352,073	2.86
電気興業取引先持株会	292,700	2.38
電気興業従業員持株会	276,366	2.25
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	241,800	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
太田 洋	弁護士								○			
須佐 正秀	税理士											
鈴木 則義	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 洋	○	太田洋氏は西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であり、同事務所からは年に数回程度、企業法務に係る案件に関して助言をいただいております。	太田洋氏は、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、コーポレート・ガバナンス体制強化のために適任と判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外取締役であるため、独立役員に選任しております。

須佐 正秀	○	須佐正秀氏は当社の顧問税理士でありましたが、現在は顧問契約を解消しております。	須佐正秀氏は、長年にわたり国税庁の要職を歴任され、また、税理士として、財務及び企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから適任と判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外取締役であるため、独立役員に選任しております。
鈴木 則義	○	鈴木則義氏はSMBC日興証券株式会社の元副社長執行役員であり、当社は同社との間に取引関係がありますが、当社が同社に支払った報酬額は僅少であります。	鈴木則義氏は、証券会社においてこれまで培われた経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識を有しており、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの強化のために適任と判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外取締役であるため、独立役員に選任いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、それぞれの立場から必要の都度、意見交換を行い連携をとるよう努めております。
また、監査役と内部監査部門との連携も基本的に会計監査人との連携と同様であります。内部統制の徹底という観点からも連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田宮 弘志	他の会社の出身者													
小林 祥二	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田宮 弘志	○	田宮弘志氏は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の元取締役常務執行役員であり、当社は同社との間で損害保険の契約を締結しております。	田宮弘志氏は、前職の損害保険会社において培われた知識、経験に基づき大所高所からの客観的な監査や助言を期待することができ、監査体制強化のために適任と判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外監査役であるため、独立役員に選任しております。
小林 祥二	○	——	小林祥二氏は、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、監査体制強化のために適任と判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外監査役であるため、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象として、株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における取締役および監査役に対する報酬等の総額は、社内取締役216百万円、社内監査役22百万円、社外役員46百万円であります。

上記報酬等の額には、役員株式給付引当金の繰入額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を以下の通り定めております。
報酬等の額については、平成18年6月29日開催の定時株主総会において承認された範囲内(取締役:年額5億円以内)で取締役会にて決定されております。
役員に対する報酬は、基本報酬および賞与、退職慰労金ならびに株式報酬で構成されております。

(基本報酬および賞与)

常勤の取締役の基本報酬は、役位ごとの役割の大きさおよび責任範囲ならびに従来の慣行等を勘案して支給することとしております。賞与については、当期の会社業績等を勘案して支給することとしております。

なお、非常勤役員については、その役員の社会的地位、会社への貢献度および就任の事情等を総合的に勘案し決定しております。

(退職慰労金)

常勤役員の退職慰労金については、当人月額報酬に在任時の役位別に定められた係数を乗じて得られた額を積み上げた額に、在任期間中の功績および役割の大きさ、従来の慣例、在任期間中の業績、退職事由等を勘案して決定しております。なお、非常勤役員の退職慰労金については、その都度協議のうえ決定しております。また、平成29年6月29日開催の第91回定時株主総会において取締役に対する退職慰労金につき、打ち切り支給を決議しております。

(株式報酬部分)

当社は平成29年6月29日開催の第91回定時株主総会において、新たに株式報酬制度を導入することを決議しております。
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役(社外取締役を除く)に対して、当社取締役会で定める株式交付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。
なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

サポートをする専任部署や専任スタッフは特においていませんが必要の都度従業員がサポートすることとしており、情報伝達についても他の取締役(監査役)と特段異なることはありません。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しております。取締役会は社外取締役3名を含む9名の取締役により構成されており、監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されております。

取締役会は、情報の早期把握及び意思決定の迅速化をモットーに、十分な議論とスピーディな結論を出すことを第一に考え、責任体制の分担と明確化を図りながら業務執行状況の監督にあたっております。重要事項は毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催される臨時取締役会にて協議・決定され、同時に役員相互の意思疎通と執行監視が図られております。

また、経営上の問題点を検討し、その課題に対処する方針・方策を決定するために、経営協議会を設置しております。経営協議会は、社長をはじめとした役付取締役等により構成されており、必要に応じて適宜開催しております。

監査役会は、取締役会等の会議への出席をはじめ、日常の監査等を通じて取締役の職務遂行のチェックを行っております。

当社は、社外取締役が第三者の立場からコーポレート・ガバナンスを遂行するための監視的役割を果たし、また、社外監査役を含む監査役会が内部監査および内部統制担当部門と相互に連携して監査を行うことにより、経営の監督強化を図り、業務の適正を確保する機能を十分に備えている体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性と健全性を確保するため、監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名からなる監査体制をとっております。監査役会が内部監査および内部統制担当部門と連携して監査を行うことにより、コーポレート・ガバナンス体制は十分に構築されていると判断し、現在の体制を採用しております。

また、第三者の立場からコーポレート・ガバナンスを遂行するための監視的役割として社外取締役3名が就任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	発送前に招集通知をT Dnetおよび当社ホームページで公表し、議決権行使の促進を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IRポリシー」として当社ホームページにて公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および期末決算の年2回開催しております。また、アナリスト・機関投資家を対象とした個別のIRミーティングにも対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の業績情報、事業報告、アナリスト・機関投資家向け説明会資料を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章、個人情報保護方針、個人情報保護規程を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社および一部の工場において環境マネジメントシステム(ISO14001)を取得しており、活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算短信、事業報告、決算説明会等を通じて情報の提供を行うなど常に適時開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業行動憲章を制定し、周知徹底を図ることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を活動の基本とし、業務執行が適正に行われるよう内部管理体制の強化に努めております。

当社の内部統制システムといたしましては、内部統制管理部をはじめとした監査部門が業務執行状況について内部監査を実施しております。内部監査は、内部監査規程に基づき行われており、関連部によるグループ各社への監査と併せ、事業活動の遂行状況を適法性・効率性の観点から検討し、評価すること等を通じて、会社財産の保全と経営効率の向上を目的として実施されております。また、内部統制管理部によって当社及びグループ各社における内部統制の有効性の評価が実施されております。内部統制の整備及び運用の有効性を評価した上で、必要な改善を実施すること等を通じて、内部統制の充実に努めております。

当社は、会社法及び同法施行規則に基づき、内部統制に係る体制を下記のとおり、整備することを決議いたしております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業行動憲章を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底を図り、法令、定款その他の社内規程及び社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。

当社は、コンプライアンス上の問題点を審議するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進のため、当社グループの役員をはじめ、全使用人の意識の高揚啓発を行うものとする。

当社は、グループ内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に違反したことが判明した場合の対応措置を構築する。

コンプライアンス委員会は、法令・定款等の違反行為があった場合には、当該行為を直ちに中止させると共に、再発防止のための対策を講じる。

監査担当部門が内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が、適法且つ適正に行われているかどうかを監査するものとし、その結果をコンプライアンス委員会、社長及び監査役に報告すると共に、取締役会に報告を行うこととする。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令のほか、別に定める社内規程により、適切に保存・管理されるものとする。

コンプライアンス委員会、取締役又は監査役は、いつでも取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的に危機管理を推進するため、想定されるリスクを各部門において業務内容に応じて景気変動・製品の品質・安全管理・法令違反などに分類し、リスク軽減に向け適切に対応していくこととする。

当社は、子会社を管理する関連部を置き、子会社各社を統括的に管理する。

各部門及び関連部は、必要に応じてリスク管理に関するマニュアルの作成・配布を行うこととし、適宜必要に応じてそれらの見直し、整備を行う。万一、損失が発生した場合又は発生が予見される場合は、各部門の長及び関連部長は、直ちに担当取締役を通して取締役会に状況を報告し、担当取締役を総括責任者として関係部門による原因・対策会議を開催の上、同会議において協議を行い、その経過並びに結果を取締役会に報告するものとする。

4. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、当社グループの経営理念のもと、毎年策定される中期経営計画や経営重点方針及びそれに従って各社・各部門において作成される方針管理に基づき、それらに明記された目標の達成のために活動する。

当社の取締役会の意思決定に関しては、毎月1回取締役会を招集し十分議論した上で意思決定をするものとする。

また、適宜職務権限、分掌規程の策定、見直しを行うことにより、業務執行を効率的に行うことのできる体制を整える。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社における内部管理体制の強化を図るため、グループ各社において開催される重要な会議への出席等を通じ、相互連絡、協議、情報の共有化、指示、伝達等を適正に行うことにより、関連規程のもと、連携体制を構築していくものとする。

また、関連部は、グループ各社から、経営内容を把握するための定期的な報告を受けるものとする。

特に、リスク管理及びコンプライアンス体制については、グループ共通の課題としてとらえる。

取締役、グループ各社社長は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社は、グループ各社の財務報告に関し、有効且つ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を図ることにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専属の使用人については、必要の都度監査役会が、取締役との協議の上、決定することとする。

監査役から監査業務を補助するよう指示をされた使用人は、取締役等からの指示命令を受けないものとし、その異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行われることとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、法令に定められたもののほか、会社に重大な影響を及ぼす事項、その他当社の監査役が監査役監査基準に従い、監査を行う上で必要な情報等の提供を各監査役の要請に応じて事前に監査役会に報告するものとする。

重要な稟議書に関しては、監査役に対しても回付を行うことにより、報告することとする。

監査役は、上記監査役監査基準に従い、必要の都度取締役と面談をし、また内部監査部門及び監査法人と定期的に意見交換を行うものとする。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項やコンプライアンスに係る事項を発見したときは、当社グループの取締役及び使用人は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に則り毅然とした態度で臨み、行動することとする。

また、反社会的勢力に関する対応統括部署を定め、情報の収集・管理を行い、警察、暴力団追放団体及び弁護士等の外部専門機関との連携を図りながら反社会的勢力を排除する体制の整備・強化に取り組むこととする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 買収防衛策導入の目的

現在、当社には約7千名の株主の皆様がいらっしゃいます。そのほとんどは個人株主の方々であり、当社は独立系の企業であることから、特定の大株主の方はいらっしゃいません。当社の現在の株主構成は、公開会社の理念に相応しい開かれたものであって幅広い株主の皆様を支えていただく形になっており、また、中長期的視点から安定的に経営を行い、継続的に当社の企業価値及び当社の株主の皆様の共同の利益を最大化するのに適したものであると考えております。

昨今における企業買収に対するわが国法制度・企業文化の変化・変容、経営環境の変化等により、単独あるいは共同して、当社の経営権に影響を与え得る数の株式（以下「支配株式」といいます。）の取得を目指す者（以下「買収者」といいます。）が現れることも想定されますが、当社は、公開会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の支配株式の取得行為の中には、[1]買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、[2]一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、[3]支配株式の取得行為に際しては、買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当の考慮期間等を会社の取締役に対して与えないもの等、会社の企業価値又は株主共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の当社の株主構成及び企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付行為（下記3(1)に定義されます。以下同じ）を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に際して必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、[4]支配株式の取得行為に対する賛否の意見又は買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当の考慮期間等を会社の取締役に対して与えないもの等、会社の企業価値又は株主共同の利益の最大化を目的として、本プランの継続を決定しました。

なお本プランを継続するに際し、平成30年6月28日開催の当社第92回定時株主総会において本プランの継続について、株主の皆様のご承認をいただきました。

2. 防衛策の特徴

- (1) 事前警告型買収防衛策であります。
- (2) 買収者が従うべきルール、買収者が当該ルールに従わなかった場合の措置等を定め、事前に公表しておくものです。
- (3) 買収者が現れた場合、買収者に事前に公表したルールに従って、目的や事業計画等を示すように求めます。買収者がこのルールに従わない場合は、対抗措置として新株予約権の無償割り当て等により買収者の持株比率の低下を図ることとなります。他方、買収者が当該ルールに従って買収提案を行った場合には、当該買収者が濫用的な買収者である場合を除いて対抗措置は執らないものとします。その場合には買付けに応じるか否かを株主の皆様の判断に委ねることとなります。

3. 内容

- (1) 所有割合が20%以上となるような株券取得又はその可能性のある行為の開始（大規模買付行為）により手続きを開始します。（20%以上かどうかの判定には、買収者の特別関係者及び共同保有者ばかりではなく、フィナンシャルアドバイザー、主幹証券会社、顧問弁護士及び顧問会計士の保有分も合算します。）
- (2) 大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（大規模買付者）に対して買付説明書（防衛策に定める手続きを遵守する旨の誓約書）及び大規模買付者自身に関する情報提供の要求を行います。
- (3) 取締役会は、[1]60日間（現金を対価とする公開買付けによる全ての株券の買付の場合）又は[2]90日間（[1]を除く大規模買付の場合）で、大規模買付者に対する評価を行い、濫用的買収者であるかどうかの評価を行います。但し、やむを得ない事情がある場合には、最大30日の延長が可能とします。
- (4) 大規模買付者は、以上の期間を経て買付行為を開始することとなります。
- (5) 濫用的買収者に該当する場合には、企業価値委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会決議をもって対抗措置を発動します。
- (6) 対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割り当てによることとします。但し、その他の法令上利用可能な対抗措置をとる場合もあります。
- (7) 新株予約権は、対抗措置発動時に、大規模買付者及びそれと一定の関係にある者等（例外事由該当者）には権利行使は認められないとの行使条件や、例外事由該当者以外からは当該予約権と当社普通株式を引換えに取得する一方、例外事由該当者が保有する新株予約権については、取得の対象としないことがあり、又、取得の対象とする場合であっても、その取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。
- (8) 取締役会による対抗措置の発動条件
 - {1} 買収者が必要条件を提出しない場合、原則として、企業価値委員会による勧告を尊重し発動。
 - {2} 買収者が、取締役が当該買収提案に対し、必要な検討を行うために設けられた評価期間中に大規模買付行為を開始した場合→原則として、企業価値委員会による勧告を尊重し発動。
 - {3} 買収者が「濫用的買収者」に該当する場合→原則として、企業価値委員会による勧告を尊重し発動。
 - {4} 以上より、買収者が対抗措置の発動要件に抵触しないためには、[1]事前に所定の方法で必要情報を提出し、[2]取締役会により、当該必要情報に基づき、「濫用的買収者」に該当すると判断されないことを前提に、[3]60日間又は90日間の検討期間を経過することが必要となります。
- (9) 買収者がルールを遵守した場合

取締役会による必要情報の検討の結果、企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するものであると判断された場合、対抗措置の発動はないものとします。但し、濫用的買収者であると認められた場合は、発動いたします。
- (10) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成33年6月30日までとします。有効期間の満了前でも株主総会において廃止議案が承認された場合又は取締役会において廃止決議が行われた場合、廃止となります。

本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会にて、継続、廃止又は変更について検討・決議を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の管理責任者

当社グループにおける、会社情報の適時開示の管理責任者は管理統括部長とし「情報取扱責任者」として東京証券取引所へ届け出ております。

2. 適時開示情報の判定ならびに開示体制

情報の重要性、適時開示の要否、公表の時期及び開示方法の検討は情報取扱責任者と当該部門担当役員等で東京証券取引所の適時開示規則に従って行い、開示が必要とされる場合は代表取締役または取締役会の決定・承認の後、情報取扱責任者を通して速やかに公表することとしております。

3. 重要な企業情報に関する管理体制

当社は内部者取引の規制に関する必要な事項について、金融商品取引法の遵守の徹底を図るため「内部者取引管理規程」を定めております。役員及び社員はこの規程を遵守することにより適時適切な内部情報管理を行っております。

【参考資料:コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

